

○浜松市川や湖を守る条例施行規則

平成20年6月12日

浜松市規則第70号

改正 平成26年3月24日浜松市規則第32号

平成28年3月24日浜松市規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、浜松市川や湖を守る条例（平成20年浜松市条例第49号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(湖沼保全区域及び環境共生区域)

第2条 条例第13条第2項の規則に定める区域は、別図の実線で囲まれた区域とし、その詳細を表示した地図は、浜松市役所、中区役所、西区役所、南区役所、北区役所及び浜北区役所において一般の縦覧に供する。

2 条例第13条第3項の規則に定める区域は、天竜川水系阿多古川の平田大橋から阿多古橋までの河川区域（橋の下を含む。以下同じ。）及び都田川水系都田川の都田橋から東山橋までの河川区域とする。

(土地利用事業の規模)

第3条 条例第14条の規則で定める規模は、次のとおりとする。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項に規定する都市計画区域内

ア 都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域 2,000平方メートル

イ 都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域 5,000平方メートル（市長が別に定める開発行為又は土石若しくは砂利の採取若しくは埋土にあつては、2,000平方メートル）

(2) 都市計画法第5条第1項に規定する都市計画区域外 2,000平方メートル

2 条例第14条の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当する事業のうち市長が別に定めるものをいう。

(1) 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）の新築、改築若しくは増築又は工作物（都市計画法第4条第11項に規定する特定工作物をいう。）の新設、増設若しくは変更に関する事業

(2) グラウンド、墓園、駐車場若しくは資材置場の造成、産業廃棄物の埋立て、林地開発、土石の採取又はこれらに類する事業

(平26規則32・一部改正)

(排出水の測定)

第4条 条例第18条第1項の規則で定める者は、1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル以上50立方メートル未満の特定事業場（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第1号の2に掲げる施設のみを設置する特定事業場を除く。以下同じ。）の設置者とする。

2 条例第18条第1項の規定による排出水の汚染状態の測定は、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める方法により行うこと。

ア 化学的酸素要求量 工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項に規定する日本工業規格K0102（以下「規格」という。）17に定める方法

イ 窒素含有量 規格45.1又は45.2に定める方法

ウ リン含有量 規格46.3に定める方法

(2) 1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル以上30立方メートル未満の特定事業場については年1回以上、30立方メートル以上50立方メートル未満の特定事業場については6箇月に1回以上行うこと。

(3) 当該特定事業場の排水口において、1日の排出水の平均的な汚染状態について行うこと。

3 条例第18条第1項の規定による記録は、測定の日から3年間保管しておかなければならない。

(指導)

第5条 条例第19条の規定による指導は、次に掲げる事項を記載した指導書により行うものとする。ただし、緊急時その他市長がやむを得ないと認めるときは、口頭により行うことができる。

(1) 指導事項

(2) 措置を講じるべき期限

(3) 指導を行う理由

(身分証明書)

第6条 条例第20条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、身分証明書（第1号様式）とする。

(適用除外)

第7条 条例第21条第2項の規則で定める行為は、キャンプ場その他のレジャー施設の

管理者の管理下において行うレジャー活動をいう。

(中止又は撤去の命令)

第8条 条例第21条第3項の規定による中止又は撤去の命令は、中止・撤去命令書（第2号様式）により行うものとする。ただし、緊急時その他市長がやむを得ないと認めるときは、口頭により行うことができる。

(水環境保全指導員)

第9条 条例第22条第1項の規定による水環境保全指導員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 環境共生区域の水環境及び地域住民の快適な生活環境を保全するための巡視
- (2) 条例第21条第1項の規定に違反した者又は違反しようとする者に対する指導
- (3) 条例第21条第3項の規定による中止又は撤去の命令
- (4) 条例第27条に規定する過料の処分に係る事務

2 水環境保全指導員は、前項各号に掲げる職務に従事するときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 前項の身分を示す証明書の様式は、水環境保全指導員証（第3号様式）とする。

(細目)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

ただし、第4条から第6条まで、第8条及び第9条並びに第1号様式から第3号様式までの規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日浜松市規則第32号）

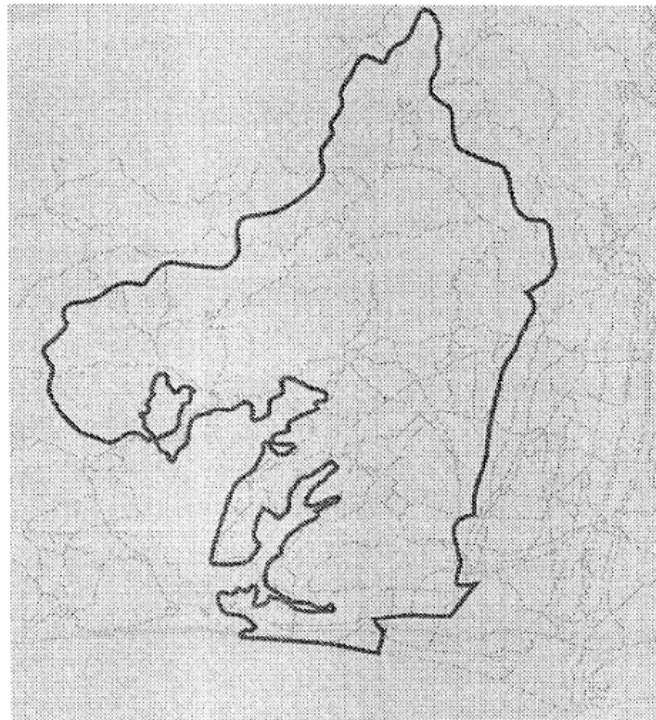
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日浜松市規則第19号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別図（第2条関係）

湖沼保全区域



注 上図は、都田川水系の流域を示したものである。

第1号様式（第6条関係）

第1号様式(第6条関係)

第 号	
身 分 証 明 書	
所 属 職氏名	年 月 日生
上記の者は、浜松市川や湖を守る条例第20条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。	
年 月 日	
浜松市長 印	

12cm

8cm

第2号様式（第8条関係）

（平28規則19・一部改正）

第2号様式(第8条関係)

浜松市指令 第 号
年 月 日

住所
氏名 様

浜松市長 

中 止 ・ 撤 去 命 令 書

浜松市川や湖を守る条例第21条第3項の規定により、次のとおり中止・撤去を行うことを命じます。

なお、この命令に違反したときは、同条例第27条の規定により過料が科せられることがあります。

記

- 1 命令事項
- 2 中止又は撤去を行うべき期限
- 3 命令を行う理由

注 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示を記載する。

第3号様式（第9条関係）

第3号様式(第9条関係)

第 号	
水 環 境 保 全 指 導 員 証	
所 属 職氏名	年 月 日生
上記の者は、浜松市川や湖を守る条例施行規則第9条第1項各号に掲げる職務を行 う者であることを証明する。	
年 月 日	
浜松市長 印	

12cm

8cm